

「芦屋市合理的配慮の提供支援に係る助成事業」で障がいのある人にもやさしいお店にしませんか



市内に事業所をおく民間事業者が障がいのある人に必要な合理的配慮の提供を行った場合、その費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成事業」を実施しています。

令和6年4月から合理的配慮が義務化されます。義務化されるまでに、「芦屋市合理的配慮の提供支援に係る助成金」を利用して、障がいのある人にもやさしいお店にしませんか？



「合理的配慮」って？

障がいのある人が社会で生活する上で存在する「壁」を取り除くことです。

例：段差をなくす、手すりをつける、各種コミュニケーションツールを活用する など



助成金を利用できる人

芦屋市内において飲食・物販・医療など不特定多数のかたが利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者

※従業員のみが使用することを目的とするものは対象となりません。



助成の対象になるもの(一例)

助成限度額に達するまで、1年度に何度でも申請することができます。

助成の対象	助成金額	助成限度額
■コミュニケーションツールの助成 点字メニュー 音声チラシ 	費用の 2分の1	5万円
■物品の購入 筆談ボード 折り畳み式スロープ 	費用の 2分の1	10万円
■改修工事の施工 手すりの設置 多機能トイレの設置 	費用の 2分の1	20万円



申請の流れ

購入や施工を始める前に申請してください。(購入や施工を始めてしまうと申請できません)

1	ご相談	助成の対象によって、申請に必要な書類が違います。 申請の前に、一度ご相談ください。
2	申請	購入、施工を始める前に、 申請書等を障がい福祉課に提出してください。
3	審査、助成金の交付決定	審査の上、助成金交付決定の可否を通知します。
4	変更申請	見積金額の変更、購入予定物品の変更等申請内容に変更が生じた場合、変更申請が必要です。 (変更がない場合は、この申請は不要です)
5	事業の実施	コミュニケーションツールの作成、物品の購入、工事を実施してください。
6	事業の完了報告	事業完了後、30日以内に必要書類を揃えて報告してください。
7	助成金額の確定	審査の上、助成金額を確定し、通知します。
8	請求書の提出、助成金交付	請求書を提出後、助成金を交付します。



申請に必要な書類

申請書と下記の書類を提出して申請してください。申請の際は、事前にご相談ください。

■コミュニケーションツールの助成	
ア 物品内訳書(様式第2号)	イ 仕様書の写し
ウ 対象経費の見積書の写し	エ その他市長が必要と認める書類
■物品の購入	
ア 物品内訳書(様式第2号)	イ 内容がわかるカタログ、仕様書の写し
ウ 対象経費の見積書の写し	エ その他市長が必要と認める書類
■改修工事の施工	
ア 工事計画書(様式第3号)	イ 工事図面の写し
ウ 対象経費の見積書の写し	エ 施行前の現況写真
オ その他市長が必要と認める書類	

申請・お問い合わせ

芦屋市障がい福祉課(本庁舎南館1階 15 番窓口)

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 電話 0797-38-2043(直通) FAX 0797-38-2160